



2023年9月26日

各位

会社名 株式会社 A r e n t  
代表者名 代表取締役社長 鴨林広軌  
(コード番号: 5254 東証グロース市場)  
問合せ先 取締役管理部長 中嶋 翼  
(TEL 053-523-8072)

## 第1回新株予約権（信託型ストックオプション）の一部に係る信託期間満了 及び新たな信託設定契約の締結に関するお知らせ

当社は、2023年6月1日に公表いたしました「当社が2019年に導入した信託型ストックオプションに関するお知らせ」に記載のとおり、いわゆる信託型ストックオプションを導入しており、国税庁による「ストックオプションに対する課税（Q&A）」の公表を受け、対応方針を検討しておりますが、このたび当該信託型ストックオプションの一部について、2023年9月28日をもって信託期間が満了となることを踏まえ、下記のとおりコタエル信託株式会社を受託者とする新たな信託設定契約を締結することといたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 第1回新株予約権（信託型ストックオプション）について

当社の代表取締役社長である鴨林広軌は、2019年12月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年12月27日付で梅林真如氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託」といいます。）を設定しており、当社は本信託に対して、会社法に基づき2019年12月27日に第1回新株予約権（2019年12月27日臨時株主総会決議）を発行し、割り当てしております。

#### 本信託の概要

第1回新株予約権（時価発行新株予約権信託）	
委託者	鴨林広軌
受託者	梅林真如
受益者	受益者適格要件を満たす者 (受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。)
信託契約日	2019年12月27日
新株予約権の数	(A01) 5,855個 (A02) 5,855個 (A03) 5,855個
信託期間満了日 (交付基準日)	(A01) 当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した日から6か月が経過した日 (A02) 当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した日から30か月が経過した日 (A03) 当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した日から54か月が経過した日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第1回新株予約権の引受け、払込みにより、現時点で(A01)から(A03)までのそれぞれにつき第1回新株予約権5,855個(2023年9月26日現在1個あたり40株相当)が信託の目的となっております。 (信託の目的となる新株予約権の概要(2023年9月26日現在)) 新株予約権の行使時の払込金額: 227円 新株予約権の行使期間: 2019年12月27日～2029年12月26日
受益者適格要件	当社又は当社子会社・関連会社の取締役、従業員及び監査役、並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者を受益候補者とし、当社が別途定める交付ガイドラインに従い、受益候補者の中から本信託の受益者となるべき者を選定し、受益者の確定手続きが完了した後、受益者が確定します。

## 2. 第1回新株予約権の一部に係る信託期間満了及び新たな信託設定契約の締結について

第1回新株予約権のうち、A01につきましては、当社の株式が初めて金融商品取引所に上場した日から6か月が経過した日である2023年9月28日が信託期間満了日となります。

当社は信託型ストックオプションの取扱いについて、国税庁による「ストックオプションに対する課税(Q&A)」の公表により、ストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得として所得税の課税対象であり、発行会社が当該給与所得に係る源泉所得税の徴収・納付を行う必要がある旨が示されたことで、当社が想定していなかった役職員等の税負担及び当社の源泉徴収等の事務負担を伴う懸念が生じていることから、今後の対応方針を検討しておりますが、このたび、信託型ストックオプションを含む数多くのインセンティブスキームを開発し、その事務手続き等に関し多くの事例とノウハウを持つコタエル信託株式会社を受託者として、新たな信託設定契約を締結し、2023年9月28日に信託期間が満了となる新株予約権A01を移管することといたしました。

当該信託設定契約による新たな信託の信託期間満了日は2023年12月末日（以降毎年3月末日、6月末日、9月末日、12月末日と更新可能）となり、一定の時間的猶予を持った上で対応方針を検討することが可能になります。中長期的な企業価値向上を図るため、役職員等に対する適切なインセンティブプランを提供できるよう、対応方針の検討を継続いたします。

### 新たな信託の概要

第1回新株予約権（時価発行新株予約権信託）	
委託者	鳴林広軌
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	受益者適格要件を満たす者 (受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。)
信託契約日	2023年9月26日
新株予約権の数	(A01) 5,855個
信託期間満了日 (交付基準日)	(A01) 2023年12月末日（当該日が受託者の休業日の場合には前営業日）
信託の目的	第1回新株予約権(A01) 5,855個（2023年9月26日現在1個あたり40株相当） (信託の目的となる新株予約権の概要（2023年9月26日現在）) 新株予約権の行使時の払込金額：227円 新株予約権の行使期間：2019年12月27日～2029年12月26日
受益者適格要件	当社又は当社子会社・関連会社の取締役、従業員及び監査役、並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者を受益候補者とし、当社が別途定める交付ガイドラインに従い、受益候補者の中から本信託の受益者となるべき者を選定し、受益者の確定手続きが完了した後、受益者が確定します。

(注) 本信託においては、第1回新株予約権のうち、A02及びA03は信託の対象としておりません。

### 新たな受託者の概要

商号	コタエル信託株式会社
本店所在地	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング
代表者の役職・氏名	代表取締役 下森 章
事業内容	管理型信託業
資本金の額	1億円

## 3. 今後の見通し

当該信託設定契約による連結業績への影響は軽微であります。なお、今回移管する第1回新株予約権A01の今後の取扱い並びに今回の移管の対象としていないA02及びA03に係る対応につきましては、社内及び外部専門家と協議し決定する予定であり、今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。